

## 論 説

## リース会計基準の経済的影響と基準回避行動

加 藤 久 明

## 目 次

- I. はじめに
- II. レッシーの財務諸表への影響
- III. レッサーの財務諸表への影響
- IV. レッシーとレッサーの基準回避行動
- V. おわりに

## I. は じ め に

従来、わが国におけるリース取引の会計実務は、リース意見書 [1993] とリース実務指針 [1994] (以下、「旧基準」という) に準拠して行われてきた。これに対して、2007年3月30日、企業会計基準委員会 (ASBJ) は、リース基準 [2007] とリース指針 [2007] (以下、「新基準」という) を発表し、2008年4月1日から適用されるものとした。

主な改定事項は、所有権移転外ファイナンス・リース取引 (以下、「所有権移転外FL」という) の例外法 (賃貸借処理) を廃止して、原則法 (売買処理) に統一したことである。旧基準の下では、売買処理を「原則」とした基準の意図に反して、実務上、「例外」であるはずの賃貸借処理の適用が常態化しており<sup>1)</sup>、ところが一方のアメリカ基準 (SFAS13) や国際会計基準 (IAS17) では、そのような例外法を認めていないため、旧基準における例外法の容認は、国際的な会計基準間のコンバージェンスを阻害する一因と目されてきたのである。新基準では、「この基準の改正が行われることにより、現状の国際会計基準第17号『リース』と平仄が合い、国際的な会計基準間のコンバージェンスに寄与することとなる」<sup>2)</sup> としている。

このように、今回の基準改定は、端的に言えば、実務サイドで賃貸借処理が選択されるケースが多いことに対応してのものであると見ることができる。そこで、本稿では、売買処理と賃貸借処理がレッシーとレッサーの財務諸表に及ぼす影響を明らかにした上で、財務内容を良好に見せるという観点から両者が選好するであろう会計処理を考察し、さらに、売買処理が強制された状況においてもなお、それを回避して賃貸借処理とするために両者がとるであろう行動を考察していくことにする。

なお、本論に先立って、新基準におけるファイナンス・リース取引の判定基準を明らかにし

1) リース中間報告 [2004 : 2 (2)]。

2) リース基準 [2007 : 34 項]。

ておくことにしよう。新基準では、以下の 2 つの要件を同時に充足する場合はファイナンス・リース取引（以下、「FL」という）に分類して売買処理し、そうでない場合はオペレーティング・リース取引（以下、「OL」という）に分類して賃貸借処理するものとしている<sup>3)</sup>。

—【FL の判定基準】—

① ノンキャンセラブル要件

- ・ 中途解約が認められない
- ・ 中途解約は可能であるが、それに伴って残リース料相当額の支払いが予定されている

② フルペイアウト要件

- ・ 現在価値基準……リース料総額の現在価値÷リース物件の見積現金購入価額  $\geq 90\%$
- ・ 耐用年数基準……リース期間÷リース物件の耐用年数  $\geq 75\%$
- ・ 所有権移転基準……リース物件の所有権がレッシーに自動的に移転する
- ・ 割安購入選択権基準……レッシーに割安購入選択権があり、その権利行使が確実である
- ・ 特別仕様基準……リース物件がレッシーの特別仕様で、第三者の使用が困難である

## II. レッシーの財務諸表への影響

### (1) 設例

ここでは、以下のリース取引を想定して、売買処理と賃貸借処理がレッシー（A社、B社）の財務諸表に与える影響を明らかにしていく。なお、A社とB社の財務諸表は、リース取引の会計処理に関連する科目及び金額が異なるのみであって、それ以外は完全に同一とする。また、このリース取引は解約不能であり、耐用年数基準または現在価値基準のみを満たすことから、所有権移転外 FL に該当する。

#### 【前提条件】

① リース期間とリース料について

- ・ リース期間は、01 年 4 月 1 日から 5 年間（解約不能）
- ・ リース料は、総額 4,250 万円（年間 850 万円を後払い）

② リース物件（機械設備）について

- ・ 見積現金購入価額は、3,680 万円
- ・ リース物件の耐用年数は、5 年（減価償却は定額法、残価ゼロ）

3) リース指針 [2007 : 5 - 13 項]。

## ③リース料総額の現在価値

- ・ レッシーの追加借入利率は、5%
- ・ 割引率5%で計算したリース料総額の現在価値は、3,680万円

## ④その他の注意事項

- ・ 所有権移転基準，割安購入選択権基準，特別仕様基準を満たさない
- ・ 決算日は3月31日（年1回）とする
- ・ 会計処理と税務処理は一致するものとし，税効果会計は適用しない
- ・ 法人税等の金額は税引前利益の40%とし，その全額を決算日に現金で納付する
- ・ A社は売買処理を行い，B社は賃貸借処理を行う

## 【リース取引がなかった場合の財務諸表（単位：万円）】

貸借対照表（02/3/31）				損益計算書（01/4/1～02/3/31）	
現金預金	3,607	支払手形	4,112	売上高	15,427
受取手形	5,419	1年以内社債	4,079	売上原価	8,198
有価証券	4,491	その他短期負債	1,403	売上総利益	7,049
棚卸資産	2,509	1年超社債	3,971	販売費・一般管理費	4,388
機械設備	12,535	その他長期負債	4,834	営業利益	2,661
車両	6,487	資本金	42,816	営業外収益	3,311
備品	5,742	資本剰余金	5,497	営業外費用	4,010
土地	24,816	利益剰余金	5,018	経常利益	1,962
投資有価証券	6,124			特別利益	2,547
	<u>71,730</u>		<u>71,730</u>	特別損失	2,001
				税引前利益	2,508
				法人税等	1,003
				税引後利益	<u>1,505</u>

## 【A社（売買処理）の場合】

日付	借方科目	金額（万円）	貸方科目	金額（万円）
01/4/01	機械設備	3,680	リース債務	3,680
02/3/31	リース債務	666	現金預金	850
	支払利息	184		
	減価償却費	736	減価償却累計額	736

## &lt;貸借対照表作成上の注意事項&gt;

- ・ 減価償却累計額は，機械設備から直接控除する
- ・ リース債務の期末残高（3,014万円）は，流動負債（その他短期負債）699万円，固定負債（その他長期負債）2,315万円に区分する

## &lt;損益計算書作成上の注意事項&gt;

- ・ 減価償却費は，販売費・一般管理費とする
- ・ 支払利息は，営業外費用とする

## 【A社 (売買処理) の財務諸表 (単位: 万円)】

貸借対照表 (02/3/31)				損益計算書 (01/4/1 ~ 02/3/31)	
現金預金	3,125	支払手形	4,112	売上高	15,427
受取手形	5,419	1年以内社債	4,079	売上原価	8,198
有価証券	4,491	その他短期負債	2,102	売上総利益	7,049
棚卸資産	2,509	1年超社債	3,971	販売費・一般管理費	5,124
機械設備	15,479	その他長期負債	7,149	営業利益	1,925
車両	6,487	資本金	42,816	営業外収益	3,311
備品	5,742	資本剰余金	5,497	営業外費用	4,194
土地	24,816	利益剰余金	4,466	経常利益	1,042
投資有価証券	6,124			特別利益	2,547
	74,192		74,192	特別損失	2,001
				税引前利益	1,588
				法人税等	635
				税引後利益	953

## 【B社 (貸借処理) の場合】

日付	借方科目	金額 (万円)	貸方科目	金額 (万円)
01/4/01	仕訳なし			
02/3/31	貸借料	850	現金預金	850

<貸借対照表作成上の注意事項>

- ・特になし

<損益計算書作成上の注意事項>

- ・貸借料は、販売費・一般管理費とする

## 【B社 (貸借処理) の財務諸表 (単位: 万円)】

貸借対照表 (02/3/31)				損益計算書 (01/4/1 ~ 02/3/31)	
現金預金	3,097	支払手形	4,112	売上高	15,247
受取手形	5,419	1年以内社債	4,079	売上原価	8,198
有価証券	4,491	その他短期負債	1,403	売上総利益	7,049
棚卸資産	2,509	1年超社債	3,971	販売費・一般管理費	5,238
機械設備	12,535	その他長期負債	4,834	営業利益	1,811
車両	6,487	資本金	42,816	営業外収益	3,311
備品	5,742	資本剰余金	5,497	営業外費用	4,010
土地	24,816	利益剰余金	4,508	経常利益	1,112
投資有価証券	6,124			特別利益	2,547
	71,220		71,220	特別損失	2,001
				税引前利益	1,658
				法人税等	663
				税引後利益	995

## 【財務比率の比較】

分 析 指 標			計 算 結 果		比較優位
			A 社	B 社	
短期支払能力	流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	151.02	161.73	B 社
	当 座 比 率	$\frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}}$	126.64	135.57	B 社
長期支払能力	自 己 資 本 比 率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$	71.14	74.17	B 社
	負 債 比 率	$\frac{\text{他人資本}}{\text{自己資本}}$	40.57	34.83	B 社
投資の健全性	固 定 比 率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}}$	111.12	105.46	B 社
	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{自己資本}}$	91.78	90.39	B 社
資産の効率性	総 資 本 回 転 率	$\frac{\text{売上高}}{\text{総資本}}$	0.206	0.214	B 社
	固定資産回転率	$\frac{\text{売上高}}{\text{固定資産}}$	0.26	0.27	B 社
収 益 力	総 資 産 利 益 率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産}}$	1.40	1.56	B 社
	自 己 資 本 利 益 率	$\frac{\text{税引後利益}}{\text{自己資本}}$	1.81	1.88	B 社

(注) 回転率以外の計算結果は、単位を%にして表記してある

<計算上の注意事項>

- ・当座資産は、現金預金、受取手形、有価証券の合計とする

## (2) 考察

A社とB社の財務諸表は、リース取引の会計処理に関連する科目及び金額が異なるのみであって、それ以外は完全に同一である。よって、A社とB社の投資適格性も同一と判断されるはずである<sup>4)</sup>。ところが、上で検討した財務比率は、すべてがB社を優位とする結果を示している。つまり、同じ取引であっても、会計処理の方法が違うことで、異なる財政状態及び経営成績が示されるわけである。

売買処理と賃貸借処理で財務比率に明確な違いが生じているのは、資産及び負債の認識が“all or nothing”であることによるものである。すなわち、売買処理を行うと、貸借対照表にリース物件を資産として計上し、リース料総額の支払義務を負債として計上しなければならない<sup>5)</sup>。これをオンバランス化という。それに対して、賃貸借処理を行うと、資産と負債の認識

4) ただし、法人税等の支払い（A社 635 万円、B社 663 万円）に違いがあるため、現金預金の残高（A社 3,125 万円、B社 3,097 万円）に違いが生じている。

5) レッシーがリース料総額を前払いしてしまえば、負債は計上されない。しかし、リース契約は賃貸借の法

を伴わず、リース料の全額を費用として損益計算書に計上することになる(経過勘定項目を除く)。これをオフバランス化という。このように、売買処理と賃貸借処理は、「オン」か「オフ」かという点で結果が全く異なる。

売買処理は、特に負債の認識を伴うことから、安全性の指標が悪化することになるので、企業の信用能力は低下したように見える。そうすると、借入限度枠の引下げ、社債格付けの低下、株価の下落などが生じると予想されるので、その企業の資金調達力は減少するが、賃貸借処理すれば、それを避けることができる。これをオフバランス効果という。また、負債の計上を伴わずに資金調達を行う手法を、オフ・バランスシート・ファイナンス(off balance sheet financing)ということもある。そのため、固定資産の使用とそれに伴う経済的負担は購入と実質的に同じであっても、売買処理せずに賃貸借処理することができる取引があるとしたら、企業はその手法をこぞって選択するであろう。リース取引の賃貸借処理は、その手法の1つになりうるというわけである。

また、財務制限条項が特約されている場合、財務比率を悪化させないことは、企業の存続を左右するほどに重要な意味をもつ。財務制限条項とは、「社債の元利払い能力を確保するために起債企業に義務づけられた条項で、もし起債企業が内容を充足できなければ、期限前に償還を行わなければならない<sup>6)</sup>とするものである。代表的な条項として、起債企業がデフォルト(元利払い不能)に陥らないように、追加債務の金額を制限したり、財務比率を一定に保つことを要求する条項があるが、それを満たしているかどうかは、財務諸表上の金額をもとに判定されることが多い<sup>7)</sup>。そのため、財務制限条項への抵触を防ぐ意味でも、様々なオフ・バランスシート・ファイナンスの手法が開発され、リース取引の賃貸借処理も、その常套手段として利用されてきたという経緯がある<sup>8)</sup>。

これに対して、新基準では、経済的実質(リース取引と売買取引の類似性)に基づいてリース取引の会計処理を規定している。そのため、売買取引と実質的に同じであるリース取引は、会計上、賃貸借処理ではなく売買処理しなければならない。設例のリース取引でいえば、B社の会計処理は認められず、A社の会計処理としなければならないのである。その場合、購入とリースのどちらを選択してもオンバランス化することになるから、リース取引を利用してオフバランス効果は生じないし、リース取引をオフ・バランスシート・ファイナンスの手法とし

---

的形式に従っているから、リース料の支払いは一定期間にわたって定期的に行うことが基本となる。よって、レシーがリース料の一部を前払いすることはあるとしても、リース料の総額を前払いすることは、通常考えられない。

6) 新美一正 [1992: 37 頁]。

7) 細田哲 [1988: 28 - 30 頁]。

8) R.Dieter & A.R.Wyatt [1980: pp.42 - 46], 田中建二 [1987: 33 - 36 頁], 茅根聡 [1998: 19 - 20 頁] など。

て役立てることも難しい。

ただし、旧基準では、所有権移転外 FL について、売買処理することを原則としつつも、それと同程度の情報を注記することで、賃貸借処理することを例外的に認めていた。設例のリース取引の場合、B社に要求される注記事項は以下のようになる。

#### 【B社（賃貸借処理）の財務諸表の注記事項】

ファイナンス・リース取引に関する注記		c. その他	
a. リース物件（機械設備）		当期の支払リース料	850 万円
取得価額相当額	3,680 万円	当期の減価償却費相当額	736 万円
減価償却累計額相当額	736 万円	支払利息相当額	184 万円
期末残高相当額	2,944 万円	d. 会計方針等	
b. 未経過リース料期末残高相当額		減価償却費相当額の算定は、定額法による。	
1 年以内	699 万円	利息相当額の算定方法は、リース料総額と	
1 年超	2,315 万円	リース資産計上価額との差額を利息相当額と	
合計	3,014 万円	し、各期への配分方法は、利息法による。	

この注記情報を踏まえて投資者が財務比率を計算しているとしたら、A社とB社の投資適格性は同一と判断されるであろう。しかし、そうでないとしたら、B社に投資することが選択されるかも知れない。いずれにせよ、投資者がどのように会計情報を利用しているのかは千差万別であるが、少なくとも例外法を適用することで、リース取引がオフ・バランスシート・ファイナンスの手法として機能し、オフバランス効果が生じる可能性を期待することはできよう。理論的にも、例外法が適用されると、リース取引と売買取引の比較可能性が確保されないという問題がある。そこで、新基準では、例外法を廃止して原則法に統一している。

### Ⅲ. レッサーの財務諸表への影響

#### (1) 設例

前節と同じリース取引を想定して、売買処理と賃貸借処理がLESSOR（C社、D社）の財務諸表に与える影響を明らかにしていくことにしよう。なお、前節と同様に、C社とD社の財務諸表は、リース取引の会計処理に関連する科目及び金額が異なるのみであって、それ以外は完全に同一とする。また、このリース取引は解約不能であり、耐用年数基準または現在価値基準のみを満たすことから、所有権移転外 FL に該当する。

## 【前提条件】

- ①リース期間とリース料について
- ・リース期間は、01年4月1日から5年間（解約不能）
  - ・リース料は、総額4,250万円（年間850万円を後払い）
- ②リース物件（機械設備）について
- ・レッサーの購入価額は、3,680万円（購入日は01年4月1日、現金で一括払い）
  - ・リース物件の耐用年数は、5年（減価償却は定額法、残価ゼロ）
- ③リース料総額の現在価値
- ・レッサーの計算利率は、5%
  - ・割引率5%で計算したリース料総額の現在価値は、3,680万円
- ④その他の注意事項
- ・所有権移転基準、割安購入選択権基準、特別仕様基準を満たさない
  - ・決算日は3月31日（年1回）とする
  - ・会計処理と税務処理は一致するものとし、税効果会計は適用しない
  - ・法人税等の金額は税引前利益の40%とし、その全額を決算日に現金で納付する
  - ・C社は売買処理を行い、D社は賃貸借処理を行う

## 【リース取引がなかった場合の財務諸表（単位：万円）】

貸借対照表 (02/3/31)				損益計算書 (01/4/1 ~ 02/3/31)	
現金預金	3,607	支払手形	4,112	売上高	15,247
受取手形	5,419	1年以内社債	4,079	売上原価	8,198
有価証券	4,491	その他短期負債	1,403	売上総利益	7,049
棚卸資産	2,509	1年超社債	3,971	販売費・一般管理費	4,388
機械設備	12,535	その他長期負債	4,834	営業利益	2,661
車両	6,487	資本金	42,816	営業外収益	3,311
備品	5,742	資本剰余金	5,497	営業外費用	4,010
土地	24,816	利益剰余金	5,018	経常利益	1,962
投資有価証券	6,124			特別利益	2,547
	71,730		71,730	特別損失	2,001
				税引前利益	2,508
				法人税等	1,003
				税引後利益	1,505



## 【C社（売買処理）の場合】

①第1法：リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法

日付	借方科目	金額(万円)	貸方科目	金額(万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース投資資産	4,250	売上高	4,250
	売上原価	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	リース投資資産	850
	繰延リース利益繰入	386	繰延リース利益	386

②第2法：リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

日付	借方科目	金額(万円)	貸方科目	金額(万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース投資資産	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	売上高	850
	売上原価	666	リース投資資産	666

③第3法：売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

日付	借方科目	金額(万円)	貸方科目	金額(万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
	リース投資資産	3,680	機械設備	3,680
02/3/31	現金預金	850	リース投資資産	666
			受取利息	184

## &lt;貸借対照表作成上の注意事項&gt;

- ・繰延リース利益は、リース投資資産から直接控除する
- ・リース投資資産の期末残高（3,014万円）は、流動資産（その他短期債権）699万円、固定資産（その他長期債権）2,315万円に区分する

## &lt;損益計算書作成上の注意事項&gt;

- ・繰延リース利益の繰入額と戻入額は、売上総利益から控除する
- ・受取利息は、営業外収益とする

## 【C社(売買処理)の財務諸表(単位:万円)】

## ①第1法の場合

## 貸借対照表(02/3/31)

現金預金	703	支払手形	4,112
受取手形	5,419	1年以内社債	4,079
有価証券	4,491	その他短期負債	1,403
棚卸資産	2,509	1年超社債	3,971
その他短期債権	699	その他長期負債	4,834
機械設備	12,535	資本金	42,816
車両	6,487	資本剰余金	5,497
備品	5,742	利益剰余金	5,128
土地	24,816		
投資有価証券	6,124		
その他長期債権	2,315		
	<u>71,840</u>		<u>71,840</u>

## 損益計算書(01/4/1～02/3/31)

売上高	19,497
売上原価	11,878
繰越リース利益繰入	386
売上総利益	<u>7,233</u>
販売費・一般管理費	4,388
営業利益	<u>2,845</u>
営業外収益	3,311
営業外費用	4,010
経常利益	<u>2,146</u>
特別利益	2,547
特別損失	2,001
税引前利益	<u>2,692</u>
法人税等	1,077
税引後利益	<u>1,615</u>

## ②第2法の場合

## 貸借対照表(02/3/31)

現金預金	703	支払手形	4,112
受取手形	5,419	1年以内社債	4,079
有価証券	4,491	その他短期負債	1,403
棚卸資産	2,509	1年超社債	3,971
その他短期債権	699	その他長期負債	4,834
機械設備	12,535	資本金	42,816
車両	6,487	資本剰余金	5,497
備品	5,742	利益剰余金	5,128
土地	24,816		
投資有価証券	6,124		
その他長期債権	2,315		
	<u>71,840</u>		<u>71,840</u>

## 損益計算書(01/4/1～02/3/31)

売上高	16,097
売上原価	8,864
売上総利益	<u>7,233</u>
販売費・一般管理費	4,388
営業利益	<u>2,845</u>
営業外収益	3,311
営業外費用	4,010
経常利益	<u>2,146</u>
特別利益	2,547
特別損失	2,001
税引前利益	<u>2,692</u>
法人税等	1,077
税引後利益	<u>1,615</u>

## ③第3法の場合

貸借対照表 (02/3/31)				損益計算書 (01/4/1 ~ 02/3/31)	
現金預金	703	支払手形	4,112	売上高	15,247
受取手形	5,419	1年以内社債	4,079	売上原価	8,198
有価証券	4,491	その他短期負債	1,403	売上総利益	7,049
棚卸資産	2,509	1年超社債	3,971	販売費・一般管理費	4,388
その他短期債権	699	その他長期負債	4,834	営業利益	2,661
機械設備	12,535	資本金	42,816	営業外収益	3,495
車両	6,487	資本剰余金	5,497	営業外費用	4,010
備品	5,742	利益剰余金	5,128	経常利益	2,146
土地	24,816			特別利益	2,547
投資有価証券	6,124			特別損失	2,001
その他長期債権	2,315			税引前利益	2,692
	<u>71,840</u>		<u>71,840</u>	法人税等	1,077
				税引後利益	<u>1,615</u>

## 【D社（賃貸借処理）の場合】

日付	借方科目	金額(万円)	貸方科目	金額(万円)
01/4/01	機械設備	3,680	現金預金	3,680
02/3/31	現金預金	850	賃貸料	850
	減価償却費	736	減価償却累計額	736

## &lt;貸借対照表作成上の注意事項&gt;

- ・減価償却累計額は、機械設備から直接控除する

## &lt;損益計算書作成上の注意事項&gt;

- ・賃貸料は、売上高とする
- ・減価償却費は、賃貸料と個別に対応するとみなし、売上原価とする

## 【D社（貸借処理）の財務諸表（単位：万円）】

貸借対照表 (02/3/31)				損益計算書 (01/4/1 ~ 02/3/31)	
現金預金	731	支払手形	4,112	売上高	16,097
受取手形	5,419	1年以内社債	4,079	売上原価	8,934
有価証券	4,491	その他短期負債	1,403	売上総利益	7,163
棚卸資産	2,509	1年超社債	3,971	販売費・一般管理費	4,388
機械設備	15,479	その他長期負債	4,834	営業利益	2,775
車両	6,487	資本金	42,816	営業外収益	3,311
備品	5,742	資本剰余金	5,497	営業外費用	4,010
土地	24,816	利益剰余金	5,086	経常利益	2,076
投資有価証券	6,124			特別利益	2,547
	71,798		71,798	特別損失	2,001
				税引前利益	2,622
				法人税等	1,049
				税引後利益	1,573

## 【財務比率の比較】

分 析 指 標			計 算 結 果		比較優位
			C社	D社	
短期支払能力	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	144.06	137.06	C社
	当座比率	$\frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}}$	117.91	110.91	C社
長期支払能力	自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$	74.39	74.37	C社
	負債比率	$\frac{\text{他人資本}}{\text{自己資本}}$	34.43	34.46	C社
投資の健全性	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}}$	108.57	109.83	C社
	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{自己資本}}$	93.21	94.28	C社
資産の効率性	総資本回転率	$\frac{\text{売上高}}{\text{総資本}}$	① 0.27 ② 0.22 ③ 0.21	0.22	C社 ①
	固定資産回転率	$\frac{\text{売上高}}{\text{固定資産}}$	① 0.34 ② 0.28 ③ 0.26	0.27	C社 ①
収 益 力	総資産利益率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産}}$	2.99	2.89	C社
	自己資本利益率	$\frac{\text{税引後利益}}{\text{自己資本}}$	3.02	2.95	C社

(注) 回転率以外の計算結果は、単位を%にして表記してある

①は第1法、②は第2法、③は第3法を示す

<計算上の注意事項>

・当座資産は、現金預金、受取手形、有価証券、その他短期債権の合計とする

## (2) 考察

C社とD社の財務諸表は、リース取引の会計処理に関連する科目及び金額が異なるのみであって、それ以外は完全に同一である。よって、C社とD社の投資適格性は同一と判断されるはずである<sup>9)</sup>。ところが、上で検討した財務比率は、すべてがC社を優位とする結果を示している。いうまでもなく、その原因は売買処理と賃貸借処理の違いにある。

貸借対照表の場合、売買処理と賃貸借処理の決定的な違いは資産の部に現れる<sup>10)</sup>。具体的にいえば、売買処理の場合、リース物件は固定資産として計上されないが、その代わりにリース投資資産（リース債権）が流動資産と固定資産に分けて計上される。一方、賃貸借処理の場合、リース物件が固定資産として計上されて減価償却が行われる。よって、リース投資資産の未回収額とリース物件の未償却額の違いが、売買処理と賃貸借処理による総資産額の違いとなって現れる。

一方、損益計算書の場合は、売買処理と賃貸借処理で違いが生じるのはもちろん、売買処理のなかでも第1法、第2法、第3法で違いが生じる。具体的にいえば、第1法では、リース料総額が売上高、リース物件の取得原価が売上原価として計上されるが、第2法では、リース料の受取額が売上高、リース投資資産の回収額が売上原価として計上されるので、第1法と第2法で売上高と売上原価に違いが生じる。ただし、第1法では、繰延リース利益の繰入額（未経過利息）が売上総利益から控除されるので、第1法と第2法で売上総利益は同じになる。また、第3法では、売上高と売上原価は計上されずに受取利息が計上されるから、第1法・第2法と経常利益は同じであるが、売上高、売上原価、売上総利益、営業利益は異なる。

そのため、売上高と各種の利益を用いた財務比率で計算すると、第1法、第2法、第3法で結果が異なることになる。例えば、売上高利益率でこれを示すと、以下のようになる。

---

9) ただし、法人税等の支払い（C社1,077万円、D社1,049万円）に違いがあるため、現金預金の残高（C社703万円、D社731万円）に違いが生じている。

10) 負債の部は、レッサーがリース物件を購入するにあたって、その代金を分割払いにしたり、借入を伴っていれば増加するが、この設例のように現金で一括払いすることも可能であるし、そもそも、それはレッサーとサプライヤーの契約であって、レシーとレッサーの契約ではないから、リース取引の会計処理（売買処理、賃貸借処理）の違いとして現れるものではない。

## 【売上高利益率の比較】

分析指標			計算結果		比較優位
			C社	D社	
収益力	売上高総利益率	$\frac{\text{売上総利益}}{\text{売上高}}$	① 37.10 ② 44.93 ③ 46.23	44.50	C社 ③
	売上高営業利益率	$\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}}$	① 14.59 ② 17.67 ③ 17.45	17.24	C社 ②
	売上高経常利益率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}}$	① 11.01 ② 13.33 ③ 14.07	12.90	C社 ③
	売上高純利益率	$\frac{\text{税引後利益}}{\text{売上高}}$	① 8.28 ② 10.03 ③ 10.59	9.77	C社 ③

(注) 計算結果は、単位を%にして表記してある

①は第1法、②は第2法、③は第3法を示す

このように、売上高利益率で検討すると、第3法の比較優位が目立つ。ただし、売買処理のすべてが賃貸借処理よりも優位であるというわけではない。売買処理の第1法と賃貸借処理を比較してみると、すべての売上高利益率で賃貸借処理が優位となる。とはいえ、すでに明らかにしたように、収益力の総合的指標とされる総資産利益率や自己資本利益率は、売買処理を比較優位とする結果を示しているし、短期・長期の支払能力や投資の健全性も含めて全体的に判断すれば、売買処理の方がレッサーにとって有利であろう<sup>11)</sup>。

#### IV. レッシーとレッサーの基準回避行動

以上のことから、財務内容を良好に表示することを第一に考えるのであれば、レッシーはリース取引を賃貸借処理し、レッサーはそれを売買処理するのが有利となる。この点、旧基準の下では、所有権移転外FLについて、売買処理を原則法としながらも、例外法として賃貸借処理を認めていたため、レッシーは例外法、レッサーは原則法を適用するだけで、双方のニーズを満たす会計処理を行うことが可能であった。しかし、新基準で例外法が削除されたことで、そのような非対称な会計処理を行うことは難しくなる。

しかしながら、レッシーが賃貸借処理を望んでいるのであれば、レッサーとしては、それが

11) ただし、レッサーの売買処理において、利息相当額の総額（リース取引の利益総額）を利息法で期間配分すると、毎期の利息（リース取引の期間利益）は通減的に計上されることになる。そのため、会計と税務のリンクを考えると、その税負担はリース初期に多く、リース後期に少なくなるので、税負担の前倒しが生じる。この点、財務比率よりも税負担の問題を重視するレッサーは、売買処理よりも賃貸借処理を有利とするであろう。

可能となるような契約内容を提供し、自らのリース商品を魅力あるものとしていく必要がある。売買処理と賃貸借処理でレッサーの収益の配分パターンは異なるが、そもそも契約が成立しなければ、リース取引による収益が認識されることもないからである。そのため、レッサー側では、まずもって会計処理面でレシーのニーズを満たすようなリース商品を提供することが優先され、自らがそれをどのように会計処理するのかは、副次的な問題となるだろう。具体的にいえば、FLの判定基準を充足するリース取引はFLとされ、売買処理しなければならないのであるから、それを満たさないように契約内容を調整すれば、当該リース取引はOLとされ、賃貸借処理することが可能となる。

もちろん、そのように調整されたリース取引であっても、結果的にそれがOLとしての性質を有しているのであれば、そのリース取引を賃貸借処理することに問題はない。しかし、ルールの抜け穴（loophole）を巧く利用して、FLとしての性質を有しながらOLであるかのごとく仮装されているのであれば、そのリース取引は売買処理して然るべきである。そのような行動は、ルールの文言に反するものではないが、ルールの精神を損なうものであり、クリエイティブ・コンプライアンス（creative compliance）と呼ばれている。また、それを利用して意図的に会計操作を行うことは、クリエイティブ・アカウンティング（creative accounting）の問題として知られている<sup>12)</sup>。リース取引がオフ・バランスシート・ファイナンスの代表的な手法として紹介されていることは、まさにその典型例である<sup>13)</sup>。リースは本来、「所有」ではなく「使用」の経済性を追求する商品であるが、他方では、そのような規制回避的な商品としても利用しようというわけである。

新基準は完成したばかりで、具体的にどのような形で契約内容の調整が行われるのかは定かではないが<sup>14)</sup>、新基準と同様のリース会計基準として、アメリカのSFAS13がある。1976年に設定されたSFAS13は、後に多くの修正を受けながらも、原型を保ったまま現在でも有効な会計基準とされており、その30余年の歴史の中で、契約内容の調整方法がいくつか紹介されている。以下、その一部を紹介することにしよう<sup>15)</sup>。内容がルールの精神を損なうものであるだけに、ここではごく簡単に述べるにとどめておきたい。

---

12) 詳しくは、澤邊紀生 [1998 : 174 - 175 頁] [2005 : 166 - 172 頁] を参照。

13) I.Griffiths [1995 : Ch.10]。

14) 旧基準の場合、レシーは、例外法を適用すれば賃貸借処理することが可能であったから、後述するような複雑な契約内容の調整は必要でなかったといえる。

15) 以下の手法は、SFAS13の下での売買処理の回避行動であって、そのすべてが新基準に対して適合的であるというわけではない。詳しくは、加藤久明 [2007 : 198 - 202 頁] を参照。

なお、以下の手法は、主に次の文献を参考にして考察したものである。R.Dieter [1979], D.Palmon & M.Kwatinetz [1980], D.E.Kieso & J.J.Weygandt [1995 : pp.1152 - 1153], W.McGregor, ed. [1996 : pp.9 - 12, 33 - 34], L.E.Ketz [2003 : pp.90 - 91], 田中建二 [1991 : 51 - 53 頁], 茅根聡 [1998 : 47 - 51 頁] [2005 : 5 - 6 頁], 中央青山監査法人・税理士法人中央青山共編 [2004 : 318 - 320 頁] など。

### ①所有権の自動移転は避ける

リース料総額の支払いが終わると同時に、自動的にレシーにリース物件の所有権が移転する旨を特約しておく、所有権移転基準を満たす。よって、その基準を回避するためには、所有権移転の可能性がないことを契約に明記しておけばよい。あえて明記しておかなくても、リース契約の法的形式は賃貸借に基づいているから、所有権の移転はないものという推定が働く。

### ②購入選択権は「割安」にしない

レシーに対して、所定の金額を支払えば、リース物件の所有権を譲渡するという特約がある。これを購入選択権 (purchase option) という。購入選択権の行使価額が著しく「割安」である場合、レシーがその権利を行使することは確実であると見込まれるから、割安購入選択権基準を満たす。また、その行使価額は、リース料総額に含めて現在価値基準を適用する<sup>16)</sup>。しかし、「割安」でない場合は、その限りではない。

よって、この基準を回避するためには、購入選択権それ自体を特約しなければよい。あえて特約するのであれば、購入選択権の行使価額をそのときのリース物件の公正価値としておくことが考えられる。そうすると、実際に権利が行使されるまでリース物件の公正価値は明らかにならないし、契約当初から行使価額が「割安」であるとはいえないから、割安購入選択権基準を満たさない。さらに、その行使価額をリース料総額に含めて現在価値基準を適用する必要もないので、現在価値基準を回避しやすくなる。

### ③更新選択権を利用する

リース終了後、レシーの任意により契約の継続を認めるという特約がある。これを更新選択権 (renewal option) という。更新選択権の行使価額が著しく「割安」である場合、レシーがその権利を行使することは確実であると見込まれるから、更新可能な期間はリース期間に含めて耐用年数基準を適用する。また、更新期間に係るリース料は、リース料総額に含めて現在価値基準を適用する<sup>17)</sup>。しかし、「割安」でない場合は、その限りではない。

そこで、リース料は一定のまま、解約不能なリース期間を短めに設定しておき、レシーが更新選択権を何度も繰り返して行使できるようにしておくことが考えられる。その場合、耐用年数基準と現在価値基準の適用対象は、解約不能なリース期間とそれに係るリース料のみとなるから、両基準を回避しやすくなる。解約不能な期間はリース料を低めに設定し、更新可能な期間はリース料を高めに設定しておくことも有効である。

---

16) FASB [1976 : par.5j]。

17) FASB [1976 : pars.5e, 5f, 5j]。



#### ④変動リース料を利用する

レシーに対して、基本リース料とは別に、特定の条件を満たしたときに追加料金の支払いを課すという特約がある。これを変動リース料 (contingent rentals) という。例えば、リース物件の使用量を予め取り決めておき、その範囲内であれば基本リース料のみの支払いとし、それを超えた場合は変動リース料を基本リース料に上乘せするというケースがある。また、基本リース料を定期的に見直し、そのときの市況に応じて変動リース料を上乘せし、相場相応のリース料となるように調整するケースもある。

基本リース料は、予め金額が決まっていて、その支払いを回避することはできないが、変動リース料は、契約当初からその発生を確定しうるものではないし、その金額も定まらない。よって、レシーは、変動リース料が実際に発生したときに、それを費用として処理する<sup>18)</sup>。変動リース料は、リース料総額に含めて現在価値基準を適用する必要はない。

そこで、基本リース料を低めに設定しておき、不足分は変動リース料で補うようにしておくことが考えられる。その場合、現在価値基準の適用対象は基本リース料のみとなるから、その基準を回避しやすくなる。例えば、リース物件の使用量に基づいて変動リース料を課金する場合、レシーの使用目的に照らして変動リース料の発生が事実上不可避となるレベルに使用量の標準値を設定しておけばよい。また、一定の使用量を予め取り決めておき、その使用量を超過した場合に生じるリース物件の残存価額の下落分を、変動リース料として課金することも考えられる。

#### ⑤第三者の残価保証を利用する

リース終了時のリース物件の残存価額を予め取り決めておき、実際の清算代金はその取り決め額を下回った場合には、差額の補填を受けるという契約がある。これを残価保証 (guaranteed residual value) という。残価保証は、リース取引とは別の契約として締結しうるものであるから、第三者にそれを依頼してもよいし、レシーがそれを引き受けてもよい。レシーがレッサーに対して残価保証を行う場合、その保証額は、レシーにとっては当該リース取引に関連する支払額であり、レッサーにとっても当該リース取引に関連する受取額であるから、レシーとレッサーは互いにリース料総額に含めて現在価値基準を適用する。しかし、第三者がレッサーに対して残価保証を行う場合、レッサーの取扱いに変わりはないが、レシーは自らが支払義務を負うわけではないから、それをリース料総額に含めて現在価値基準を適用する必要はない<sup>19)</sup>。

そこで、第三者の残価保証を利用してリース料を低めに設定しておき、不足分は残価保証で

---

18) FASB [1976 : par.12]。

19) FASB [1976 : par.5j]。

補うようにしておくことが考えられる。その場合、レシー側では、現在価値基準の適用対象はリース料のみとなるから、その基準を回避しやすくなる。なお、第三者の残価保証を得るためには、保証料の支払いを伴うことがあり、それはリース料に加算されることになるが、第三者と残価保証の契約を結ぶことは、レッサーがリース物件の所有者として行うものであるから、保証料を通常の保険料と同じ扱いにしておけば、レシーはそれをサービス要素として、リース料総額に含めずに現在価値基準を適用することもできる。

#### ⑥より大きい割引率を適用する

現在価値基準を適用するときの割引率は、計算利率 (interest rate implicit in the lease) または追加借入利率 (incremental borrowing rate) である。前者は、レッサーがリース料を算定するときに考慮した利益率であるが、計算上は、リース料総額の現在価値がリース物件の公正価値と等しくなるような利率とされる。後者は、レシーがリース物件の購入資金をリース期間にわたって借り入れたとしたら課されるであろう利率である<sup>20)</sup>。レシーは、計算利率を入手できなかった場合は、追加借入利率を用いるが、計算利率を入手できた場合は、計算利率と追加借入利率の低い方を用いる<sup>21)</sup>。

もちろん、割引率が大きくなれば現在価値は小さくなるので、現在価値基準を回避するためには、計算利率と追加借入利率のいずれか高い方を適用するのが望ましい。よって、できるだけそれを達成するためには、レシーは計算利率に関する情報を積極的に入手しようとせず、また、レッサーもその情報を積極的に知らせないようにする。そうすれば、レシーは、追加借入利率を適用することになるが、その見積にはかなりの幅がありうるから、できるだけ高いものを利用すれば、現在価値基準を回避しやすくなる。

### V. お わ り に

新基準がリース取引の売買処理を求めているのは、通常の売買取引との比較可能性を確保するためである。その背後には、法的形式よりも経済的実質を優先するという会計思考、すなわち実質優先思考がある。リース取引の場合でいえば、法的形式は賃貸借であるとしても、その経済的実質が売買と等しいのであれば、後者を優先して売買処理するということになる。

経済的実質によるリース会計をとるのであれば、当然のことながら、リース取引が売買取引と同質性をもつための条件を明らかにしなければならない。それが FL の判定基準である。新基準では、FL の判定基準として、ノンキャンセラブル要件とフルペイアウト要件を示している。これを SFAS13 や IAS17 と比較してみると、論理レベルにおいて経済的実質によるリー

20) FASB [1976 : pars.5k, 5l]。

21) FASB [1976 : par.7d]。

ス会計に立脚しており、また、ノンキャンセラブル要件とフルペイアウト要件をもって具体的な判定基準としている点で、新基準は SFAS13 や IAS17 と一定の調和が図られているといえる<sup>22)</sup>。

ところが、実務上は、FL の判定基準が賃貸借処理のガイドラインとみなされ、いわゆるクリエイティブ・アカウンティングの問題が生じている。多くのレシーは、リース取引の売買処理を回避して、財務諸表に悪影響を与えないようにするインセンティブをもつであろう。そして、多くのレサーは、そのようなレシーのニーズを満たすために、規制回避的なリース商品を積極的に提供するのである。さらにいえば、FL の OL 化が可能であることは、逆に、OL の FL 化が可能であることをも示唆する。売買処理による財務比率への悪影響よりも、利益操作の可能性を重視するのであれば、OL を FL に仮装するように契約内容が調整されるとしても不自然ではない。

このような実務上の問題に対処するため、国際的な舞台で検討されているのが概念フレームワークによるリース会計である。経済的実質によるリース会計は、リース取引を売買取引とみなすことによって、リース取引の売買処理を成立させるものである。しかし、売買取引の場合は、当然のことながら所有権が移転するのに対して、通常のリース取引で所有権が移転することはない。レシーに移転するのは、リース物件の使用権のみである。そう考えると、リース取引（使用権の移転）を売買取引（所有権の移転）に帰着させて売買処理することは、使用権を所有権とみなして資産認識しているのと同じことになる。使用権の資産性は不問とされ、所有権の資産性に代理されているのである。

これに対して、概念フレームワークによるリース会計は、いわゆる将来の経済的便益としての資産概念に照らして、使用権それ自体に資産性があるとするものである。その考え方によれば、レシーは、リース期間にわたる使用権（資産）を購入し、その対価をリース期間にわたって分割返済するものとして処理される。それゆえ、リース取引を売買処理する際に、売買取引との類似性を確認するというフィルターは存在せず、したがって、経済的実質によるリース会計で必要とされた FL の判定基準（特にフルペイアウト要件）も不要となる<sup>23)</sup>。G4+1 は、1996 年のスペシャル・レポート（W.McGregor, ed. [1996]）において、この考え方を概念的に提示し、2000 年には、その基準化を念頭において、ポジション・ペーパー（H.Nailor & A.Lennard [2000]）を発表した<sup>24)</sup>。

現在、概念フレームワークによるリース会計は、基準化されるまでには至っていないが、改定の方角性としては IASB において合意が見られている。また、これに関して、IASB と

22) 加藤久明 [2007: 60 - 65 頁]。

23) 経済的実質によるリース会計と概念フレームワークによるリース会計については、加藤久明 [2008] を参照。

24) スペシャル・レポートとポジション・ペーパーの概要については、加藤久明 [2007:160 - 182 頁] を参照。

FASB の間で共同プロジェクトも組まれており、その報告書は近々に発表される予定である<sup>25)</sup>。その報告書に基づいて IAS17 と SFAS13 が改定されることになれば、日本の新基準も早々にコンバージェンスへの対応を迫られることになるであろう。今後の動きに注目したい。

#### 参考文献

- R.Dieter [1979], “Is Lessee Accounting Working?,” *The CPA Journal*, August.
- R.Dieter & A.R.Wyatt [1980], “Get it off the Balance Sheet !,” *Financial Executive*, January.
- FASB [1976], *SFAS No.13: Accounting for Leases*, FASB (日本公認会計士協会国際委員会訳『米国 FASB 財務会計基準書リース会計・セグメント会計他』同文館, 1985 年).
- I.Griffiths [1995], *New Creative Accounting: How to make your profits what you want them to be*, Macmillan Press (近田典行・鈴木裕明訳『クリエイティブアカウンティング』東洋経済新報社, 2001 年).
- IASB [2003], *IAS No.17: Leases*, IASB.
- L.E.Ketz [2003], *Hidden Financial Risk: Understanding Off-Balance Sheet Accounting*, John Wiley & Sons.
- D.E.Kieso & J.J.Weygandt [1995], *Intermediate Accounting, 8th ed.*, John Wiley & Sons.
- W.McGregor, ed. [1996], *Financial Accounting Series, Special Report: Accounting for Leases: A New Approach – Recognition by Lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts –*, FASB.
- H.Nailor & A.Lennard [2000], *G4+1 Position Paper: Leases: Implementation of a New Approach*, IASC.
- D.Palmon & M.Kwatinetz [1980], “The Significant Role Interpretation Plays in the Implementation of SFAS No.13,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Spring.
- 加藤久明 [2007] 『現代リース会計論』中央経済社。
- 加藤久明 [2008] 「リース・オンバランス化の論理と現行基準の問題点」『現代社会と会計』第 2 号。
- 澤邊紀生 [1998] 『国際金融規制と会計制度』晃洋書房。
- 澤邊紀生 [2005] 『会計改革とリスク社会』岩波書店。
- 田中建二 [1987] 「オフ・バランスシート・ファイナンスと会計基準」『経営行動』第 2 巻第 1 号。
- 田中建二 [1991] 『オフバランス取引の会計』同文館。
- 茅根聡 [1998] 『リース会計』新世社。
- 茅根聡 [2005] 「SEC スタッフレポートにおけるリースのオフバランス問題」『月刊リース』第 34 巻第 12 号。
- 茅根聡 [2007] 「リース会計基準のコンバージェンスが問いかけたもの」『リース研究』第 3 号。
- 中央青山監査法人・税理士法人中央青山共編 [2004] 『リース取引の会計・税務』税務研究会出版局。
- 千代田邦夫 [1978] 「アメリカにおける会計原則形成の葛藤」『立命館経営学』第 17 巻第 1 号。
- 千代田邦夫 [1984] 『アメリカ監査制度発達史』中央経済社。
- 千代田邦夫 [1987] 『公認会計士—あるプロフェッショナル 100 年の闘い』文理閣。
- 千代田邦夫 [1998] 『アメリカ監査論 (第 2 版) —マルチディメンショナル・アプローチ&リスク・アプローチ』中央経済社。
- 新美一正 [1992] 「債券格付けの研究—歴史, 現状, 課題」『Japan Research Review』第 2 巻第 8 号。
- 細田哲 [1988] 「社債と会計情報」『経営行動』第 3 巻第 2 号。
- 山田辰己 [2007] 「リース会計基準を巡る国際的動向—IASB と FASB の共同プロジェクト」『企業会計』第 59 巻第 7 号。

25) 詳しくは、茅根聡 [2007], 山田辰己 [2007] を参照。

リース意見書 [1993] 「リース取引に係る会計基準に関する意見書」 企業会計審議会。

リース実務指針 [1994] 「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」 日本公認会計士協会。

リース中間報告 [2004] 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」  
企業会計基準委員会。

リース基準 [2007] 「企業会計基準第 13 号 リース取引に関する会計基準」 企業会計基準委員会。

リース指針 [2007] 「企業会計基準適用指針第 16 号 リース取引に関する会計基準の適用指針」 企業  
会計基準委員会。

